

第 111 回 学長選考・監察会議議事概要

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 25 日（木）15 時 52 分～16 時 30 分
- 2 場 所 Zoom 会議
- 3 出席者 岩田委員、三輪委員、小田委員、森委員、溝口委員、鈴木委員、
松井委員 以上 7 名
*欠席者：佐久間委員、佐藤委員、菊地委員
*オブザーバー：岡監事、赤塚監事

議事に先立ち、事務局から、令和 8 年 3 月 26 日に開催された経営協議会において、本年 4 月以降の本会議の学外委員が 5 名選出されたことに伴い、新しい議長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めたい旨の発言があり、了承された。

4 議事概要の確認

第 110 回学長選考・監察会議議事概要が確認され、承認された。

5 審議事項

（1）議長の選出について

国立大学法人新潟大学学長選考・監察会議規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により、岩田喜美枝委員が議長に選出された。

その後、岩田議長から、国立大学法人新潟大学学長選考・監察会議規則第 5 条第 3 項に基づき議長の職務を代理する委員について、小田敏三委員が指名された。

（主な意見及び質疑等）

- ・特になし

（2）国立大学法人新潟大学学長選考基準細目の一部改正について

国立大学法人新潟大学学長選考基準細目の一部改正について審議し、承認された。

（主な意見及び質疑等）

- ・脳研究所の所属教員以外で、ひと脳研究資源イニシアチブ推進センターにいる教員は現状いないと思われるが、記載する必要があるのか。
- ・所属教員等がない場合でも、今後所属する可能性を考慮し、別表にはすべての組織を記載している。

(3) 学長候補者の選定に関する意見等への対応について

事務局から、資料3に基づき、人文学部及び教育学部教授会から再度提出のあった決議文への対応及び回答案について説明があり、審議の結果、教授会決議文への回答内容を見直すこととし、継続審議となった。

なお、修正案は、後日、議長及び事務局において作成し、メールで各委員に確認依頼することとなった。

(主な意見及び質疑等)

- ・両教授会は、選考結果への異議や選考プロセスの違法性を指摘しているのではなく、説明責任をより果たしてほしいと要請している。新学長の下で大学執行部は教職員とのコミュニケーション改善に取り組んでおり、本会議としても信頼関係の構築を目指す姿勢が必要。回答案にある「今後の新たな文書等への回答は差し控えたい」との記載は削除し、今後も対話を続けるということではよいのではないか。
- ・昨年度の選考そのものはすでに終了しており、今後は制度改善の議論に重点を移すべきである。制度改善事項は、教員側から意見があれば受け付けてもよいのではないか。
- ・回答を完全に打ち切るのは行き過ぎと思うが、無制限に対応し続けるのは難しいため、本会議の判断で対応する余地を残すのはどうか。
- ・「新たな文書」という表現は強すぎるため、「同様の内容の文書」のような文言に修正した方がよいのではないか。
- ・説明責任に関する問いに対して、本会議として十分な説明責任を果たしていると考え理由をもう少し明確に示すべきではないか。
回答案は説明しているようで実際には問いに答えていないと受け止められる可能性があり、この点を補足した方がよい。
- ・同様の質問への回答を継続すると無限ループになる恐れがあるため、一定の区切りを設ける必要がある。
- ・説明責任という語そのものの定義から議論するのではなく、本会議として必要な説明を行ってきたという趣旨を説明するのがよいのではないか。
- ・今後の制度改善に関する情報提供については、意見聴取を行うとの誤解を与えない表現とし、本会議で検討した内容を適切に公表する趣旨を明確にすべき。
- ・本日の意見を踏まえて、回答案における説明責任に対する考え方や今後の制度改善に関する記載を見直すとともに、「新たな文書」を「同様の内容の文書」のような文言に修正する方向で再整理したい。

(4) 学長候補者選考の実施計画における課題等について

事務局から、学長候補者選考の実施計画における課題等について説明があ

り、審議の結果、前回までの議論を踏まえ整理した 17 項目の課題等について、検討時期を「令和 8 年度末まで」、「令和 10 年度末まで」、「選考年度中」の 3 区分に分けて、順次、具体的な検討を進めていくことが承認された。

(主な意見及び質疑等)

- ・特になし